【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月30日
【会社名】	株式会社椿本チエイン
【英訳名】	ＴＳＵＢＡＫＩＭＯＴＯ　ＣＨＡＩＮ　ＣＯ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　木　村　隆　利
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目３番３号
【電話番号】	（06）6441-0011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　財経部長　　西　田　努
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番２号
【電話番号】	（03）6703－8400
【事務連絡者氏名】	東京支社総務係長　　大　峰　崇　義
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年10月23日
【発行登録書の効力発生日】	2025年10月31日
【発行登録書の有効期限】	2027年10月30日
【発行登録番号】	７－関東１
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額　20,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円 （20,000百万円） （注）発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年10月30日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2026年10月30日に関東財務局長へ提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2025年10月23日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。